

○国土交通省告示第千八十八号

新島空港の施設の変更を許可したので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十三条第二項において準用する同法第四十条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年八月二十五日

国土交通大臣 金子 恭之

一 空港の名称 新島空港

二 変更がある事項（変更前の事項については、昭和五十九年運輸省告示第六百四十八号、昭和六十二年運輸省告示第三百二十三号及び平成十四年国土交通省告示第二百七十八号を参照。）

イ 着陸帯の範囲 第一図及び第二図のうち、イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線で囲まれた区域

ロ 進入区域 第二図のうち、イ、ロ、へ、ホ及びイ並びにハ、ニ、チ、ト及びハの各点をそれぞれ順次に結んだ線で囲まれた台形の区域

ハ 進入表面 第二図のうち、着陸帯の短辺（イロ及びハニ）に接続し、かつ、水平面に対し上方向へ二十分の一の勾配を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するもの

ニ 転移表面 第二図のうち、進入表面の斜辺（イホ及びニチ並びにロへ'及びハト'）を含む平面及び着陸帯の長辺（イニ及びロハ）を含む平面であつて、着陸帯の中心線を含む鉛直面に直角な鉛

直面との交線の水平面に対する勾配が進入表面又は着陸帯の外側上方へ七分の一であるものうち、進入表面の斜辺を含むものと当該斜辺に接する着陸帯の長辺を含むものとの交線（イヨ及びニカ並びにロヌ及びハル）、これらの平面と水平表面を含む平面との交線（タヨ、ヨカ及びカワ並びにリヌ、ヌル及びルヲ）及び進入表面の斜辺（イタ及びニワ並びにロリ及びハヲ）又は着陸帯の長辺（イニ及びロハ）により囲まれる部分

ホ 水平表面 第二図のうち、空港の標点の垂直上方四十五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として半径千メートルで描いた円周（レの線）で囲まれた部分

ヘ 標点の位置 北緯三十四度二十二分十秒 東経百三十九度十六分六秒 標高二十八・四メートル

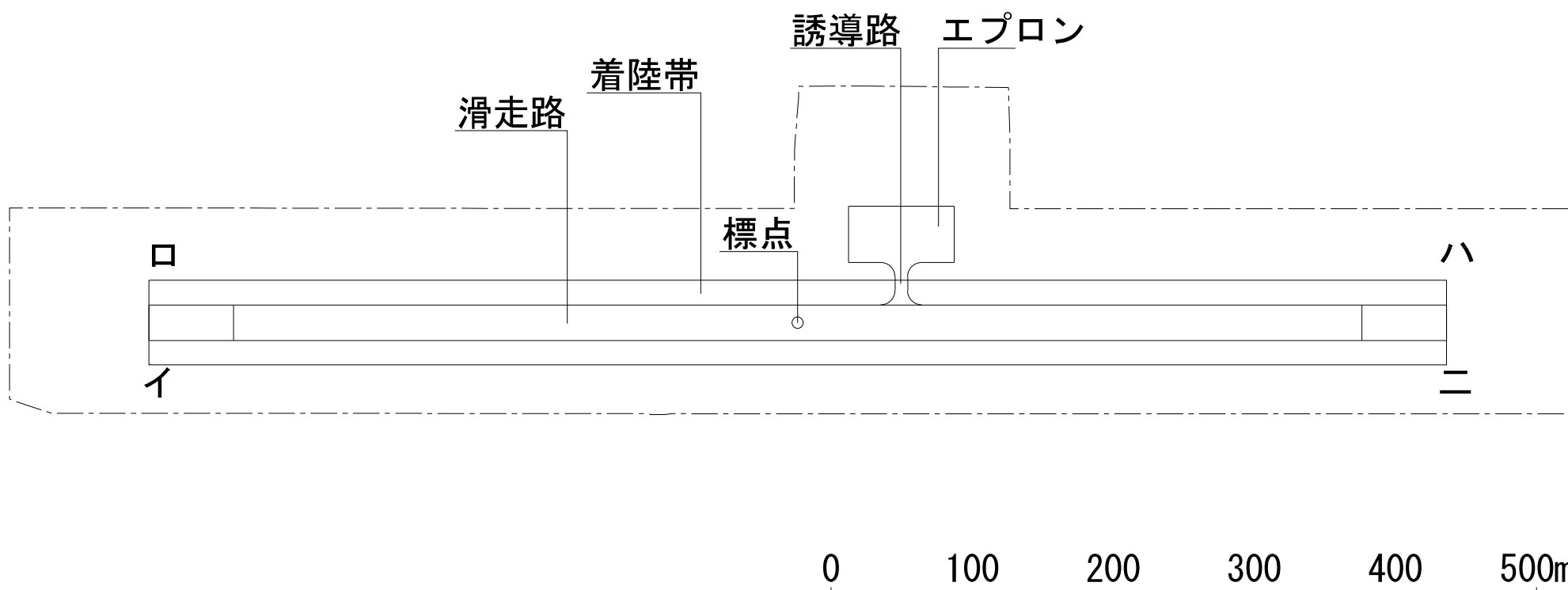
ト 変更がある事項に係る施設の供用開始の予定期日 令和十年七月一日

チ 変更がない事項については、昭和五十九年運輸省告示第六百四十八号及び平成四年運輸省告示

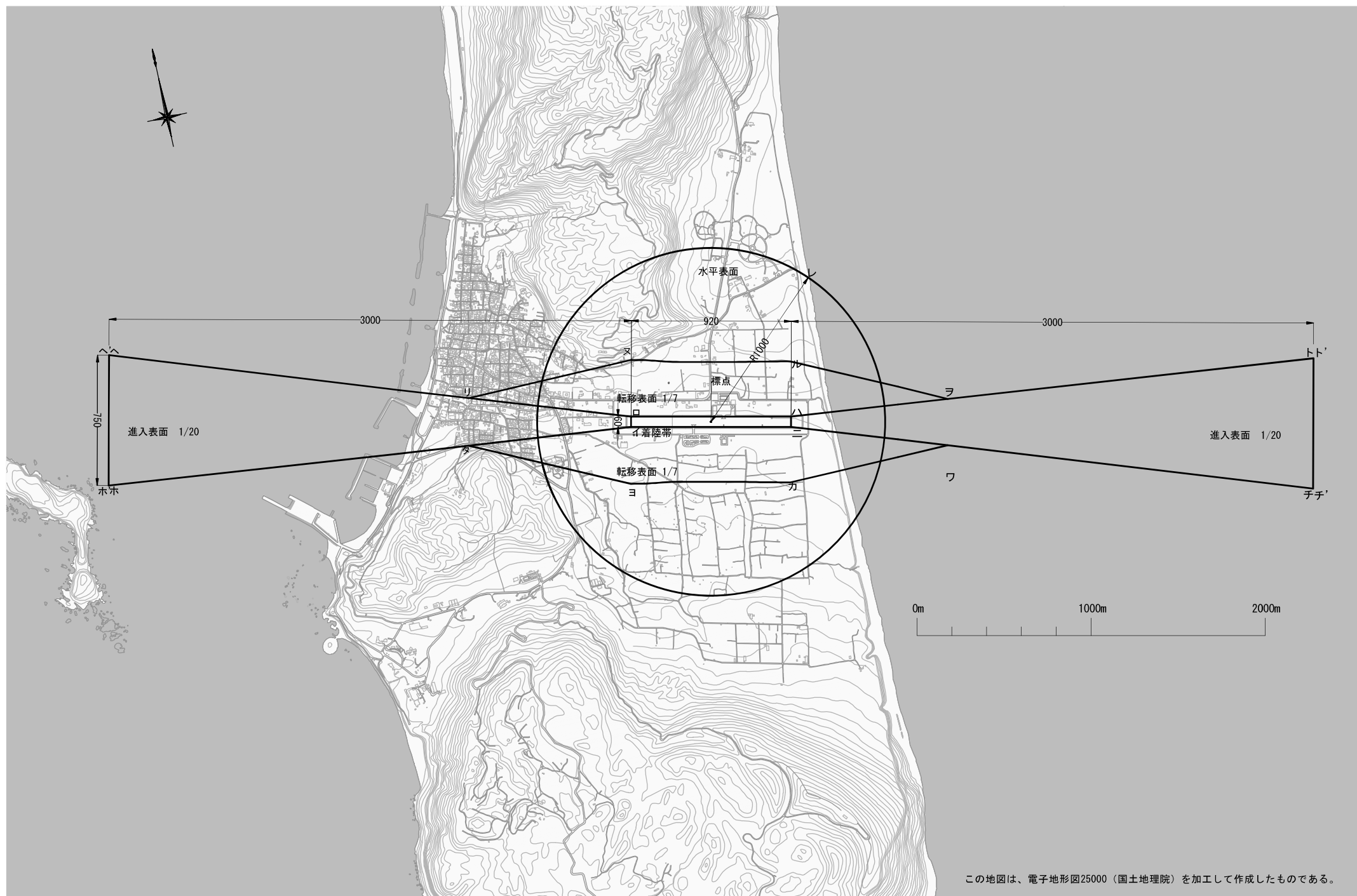
第二百六十六号を参照。



第一図 新島空港



第二図 新島空港



この地図は、電子地形図25000（国土地理院）を加工して作成したものである。